

立川市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定による。

立川市公園条例の一部を改正する条例

立川市公園条例（平成13年立川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
名称	位置	名称	位置
……略……	……略……	……略……	……略……
立川市幸四東公園	立川市幸町4丁目30番地の10	立川市幸四東公園	立川市幸町4丁目30番地の10
<u>立川市幸四わくわく公園</u>	<u>立川市幸町4丁目36番地の12</u>		
……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

案内図



